

泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の趣旨にかんがみ、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（いずれも混構造含む。）をいう。ただし、事務所、店舗その他これに類する用途に供する部分が併せてあるものにあつては、その部分の床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上あるものは除く。
- (2) 耐震診断 法第4条第2項第3号の技術上の指針に基づき行う診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催の木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者で、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
 - イ 各都道府県知事指定講習（昭和61年建設省告示第1423号、建築士を対象とする講習の指定に関する規程）の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、この要綱による補助金の交付を既に受けたものは除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項前段の確認済証の交付を受け建築された木造住宅。
- (2) 建築の登記事項証明書その他の書類により、昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる木造住宅。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、前条の補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下同じ。）に11分の10を乗じて得た額（ただし、1戸当たり50,000円を限度とする。）又は当該耐震診断を実施した補助対象建築物の床面積に1平方メートル当たり1,100円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは、直ちに既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の変更及び中止)

第9条 補助決定者は、第6条の規定による交付申請書の内容を変更又は耐震診断を中止しようとするときは、速やかに既存民間建築物耐震診断補助金交付事項変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請があったときは、市長は第7条第1項に準じて決定の内容を変更し、既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の報告)

第10条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、速やかに既存民間建築物耐震診断報告書（様式第7号。以下「報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、

耐震診断が適正に行われたと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第9号。以下「交付請求書」という。）に必要書類を添えて、市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の交付請求書を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- （2） 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （4） この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第16条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。